

## 社会保障・税一体改革分科会運営規則

平成23年8月12日  
国と地方の協議の場決定

国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）第5条第3項及び国と地方の協議の場運営規則4（2）の規定に基づき、社会保障・税一体改革分科会（以下「分科会」という。）運営規則を次のように定める。

### 1 趣旨

社会保障・税一体改革については、平成23年6月30日に、政府・与党において「社会保障・税一体改革成案」が決定され、同年7月1日に、閣議において当該成案が報告され、これをもって野党各党と協議を進めることが了承されたところである。

社会保障・税一体改革に関し、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であることから、分科会を開催し、国と地方の協議の場における協議に資することを目的とする。

### 2 調査・検討事項

分科会は、社会保障・税一体改革の円滑かつ着実な推進を図る観点から、必要な調査・検討を行うものとする。

### 3 構成

（1）分科会の構成は、次のとおりとする。

会長	内閣官房長官
会長代行	内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 社会保障・税一体改革担当大臣
副会長	全国知事会の指定する知事
委員	総務大臣の指名する総務副大臣又は総務大臣政務官 財務大臣の指名する財務副大臣又は財務大臣政務官 内閣官房長官の指名する内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官 厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣又は厚生労働大臣政務官 全国市長会の指定する市長 全国町村会の指定する町村長 全国都道府県議会議長会の指定する都道府県議会議長 全国市議会議長会の指定する市議会議長 全国町村議会議長会の指定する町村議会議長

- (2) 会長は、必要があると認めるときは、関係する国務大臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長を出席させることができる。
- (3) 副会長は、必要があると認めるときは、会長に対し、全国的連合組織の指定する地方公共団体の長又は議会の議長を出席させるよう求めることができる。
- (4) 関係する国務大臣は、必要があると認めるときは、会長に対し、自ら出席できるよう求めることができる。
- (5) 会長は、必要があると認めるときは、会長の指名する内閣官房副長官を出席させることができる。

#### 4 庶務

分科会の庶務は、総務省、財務省及び厚生労働省の協力を得て内閣官房との連携の下に内閣府が担当する。

#### 5 雑則

この規則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。